

新潟県条例第7号

新潟県特別職の職員の退職手当支給条例及び新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第1条 新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（昭和35年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 第3条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の63</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の43</u></p> <p>(3) 地方公営企業管理者 <u>100分の30</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 常勤の監査委員 <u>100分の17</u></p> <p>(退職手当の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別職の職員となる直前の国家公務員又は一般職員を退職した日 <u>(以下この号において「直前退職日」という。)</u>に受けていた俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）及び前項第1号又は第2号若しくは第3号の勤続期間を基礎として<u>直前退職日において一般職の条例の規定の例により算出したものとして得た額</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 第3条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の70</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の48</u></p> <p>(3) 地方公営企業管理者 <u>100分の33</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 常勤の監査委員 <u>100分の19</u></p> <p>(退職手当の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別職の職員となる直前の国家公務員又は一般職員を退職した日に受けていた俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）及び前項第1号又は第2号若しくは第3号の勤続期間を基礎として一般職の条例の規定の例により<u>算出して得た額</u></p> <p>3 (略)</p>

(新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和39年新潟県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 退職手当の額は、退職の日における給料月額に教育長としての在職月数を乗じて得た額に、<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 退職手当の額は、退職の日における給料月額に教育長としての在職月数を乗じて得た額に、<u>100分の33</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に在職する特別職の職員（第1条の規定による改正後の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項各号に掲げる者から引き続いて特別職の職員となった者を除く。）に支給する退職手当の額は、改正後の条例第4条及び第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。
 - (1) 特別職の職員となった日から施行日の前日までの期間 退職の日の給料月額に特別職の職員となった日から施行日の前日までの在職月数（1月に満たない端数を生じたときは、15日以上は1月とし、15日未満は切り捨てる。）を乗じて得た額に第1条の規定による改正前の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第4条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額
 - (2) 施行日から退職の日までの期間 退職の日の給料月額に改正後の条例第5条の規定により計算した在職月数から前号の在職月数を減じて得た月数を乗じて得た額に改正後の条例第4条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額
- 3 施行日において現に在職する改正後の条例第6条第1項各号に掲げる者から引き続いて特別職の職員となった者に支給する退職手当の額は、改正後の条例第4条、第5条及び第6条第2項の規定にかかわらず、前項各号の規定により算出して得た額の合計額に改正後の条例第6条第2項第2号に掲げる額を加えて得た額とする。